

環境影響評価法における風力発電所の出力要件見直しへの対応について（案）

1 概要

国は、本年 10 月、風力発電所の設置等に係る規制緩和のために、環境影響評価法（以下「アセス法」という。）施行令を改正し、アセス対象となる出力要件を引き上げた。

これを受け、神奈川県環境影響評価条例（以下「アセス条例」という。）における風力発電所の扱いについて検討する。

2 アセス法施行令の改正の概要

アセス法の対象となる風力発電所の出力要件について、第一種事業は「1 万 kW 以上」から「5 万 kW 以上」に、第二種事業は「7,500kW 以上 1 万 kW 未満」から「3 万 7,500kW 以上 5 万 kW 未満」に引き上げた。（令和 3 年 10 月 4 日公布、同年 10 月 31 日施行）

今回の要件引き上げは、アセス法の対象事業となる発電所の件数が、風力発電所では太陽光発電等の他の発電所に比べ突出して多いことから、公平性を確保するための規制緩和を理由としている（再生可能エネルギーの導入についてアセスを不要とするという考え方ではない）。

なお、引き上げ分について、有識者会議では、地方自治体のアセス条例で対応することを求める見解を出している。（別添参考 1 参照）

3 アセス法施行令の改正によるアセス条例への影響

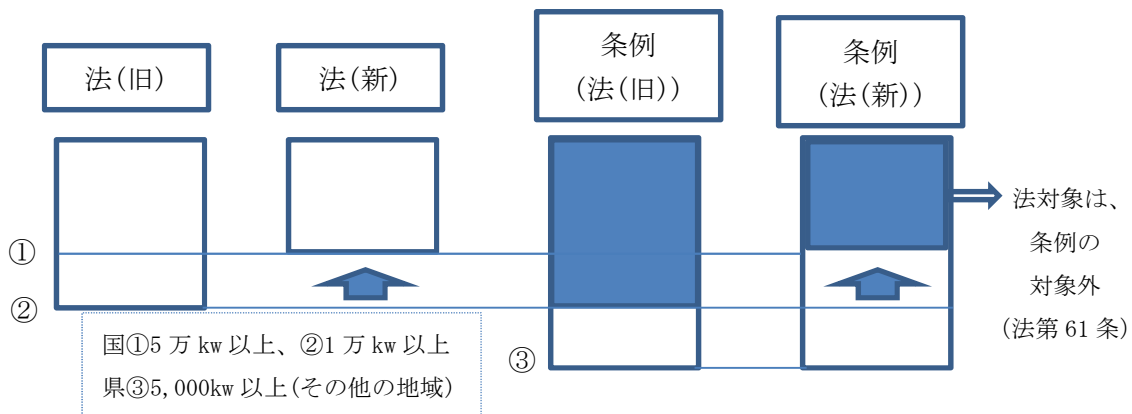
アセス条例における風力発電事業は、出力要件をその他の地域で 5,000kW 以上（甲・乙地域（自然公園区域など）はいずれも 500kW 以上）とした上で、アセス法の対象になるものは適用除外としている。

今回、国がアセス法対象事業の出力要件を引き上げた結果、その引き上げ分は、自動的にアセス条例の対象となる。（図参照）

なお、これまで、本県内では、アセス法又は条例の対象となるような風力発電所の設置事例はない。（別添参考 2 参照）

【図】法と条例の関係

※ 国（第一種事業）



※ 第二種事業の規模内については、スクリーニングにより法アセスの対象になるときは条例対象外

4 アセス法施行令の改正を受けたアセス条例の扱いについて

- アセス条例の要件引き上げ（緩和）は行わないこととしたい。

《理由》

- ・ アセス法の要件引き上げ後、対象外となった分は、自動的に条例アセスの対象になる。
- ・ 本県では、アセス条例の対象となるような風力発電の設置事例はなく、要件引き上げのニーズもない。
- ・ 景観、騒音、鳥類や生態系などへの影響があると言われている中で、引き上げる県独自の理由や引き上げ幅の根拠となるデータがない。

【その他参考】

1 アセス法施行令の改正による事業者への影響

引き上げ分はアセス条例で対応するという有識者会議の見解によれば、事業者にとっては、アセスを行うことに変わりはないことになる。ただし、アセス法の場合には、アセス手続中に環境大臣や経済産業大臣が意見を述べる手続があるが、アセス条例の場合はこうした手続はないため、多少の期間短縮になる。

2 他県の状況

アセス法施行令の改正に伴い、多くの都道府県は現状維持若しくは検討中である。県アセス条例と同等の条例を持つ川崎市は「現状維持」、横浜市及び相模原市は「検討中」としている。（令和3年7月の石川県調査の「風力発電に係る環境影響評価法の規模要件変更に対する条例対応について」による）

【別添参考 1】

令和 2 年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書（令和 3 年 3 月）

（令和 2 年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会…環境省及び経済産業省（風力発電所の主務官庁）が設置した有識者会議）

《抜粋》

はじめに

「カーボンニュートラル社会の実現のためには、再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入が非常に大きな鍵である。

再生可能エネルギーの地域における受容性を高め、最大限の導入を円滑に進めていく上で、環境への適正な配慮と地域との対話プロセスは不可欠であり、環境影響評価制度の重要性は高まっている。」

P 5

2 風力発電所に係る環境影響評価の現状と課題について

「風力発電所は 2012 年に対象事業に追加され、手続き終了が 119 件、手続き中が 302 件となっている。環境影響評価法の手続きを実施した全事業の約 6 割を風力発電所が占めており、また、現在、環境影響評価法の手続き中の全事業の約 9 割を風力発電所が占めるという突出した状況にある。

また、法と条例の環境影響評価の割合をみると、風力発電所はそのほとんどが環境影響評価法に基づく手続きとなっており、他の事業種とはバランスが大きく異なっている。」

P 10

3-1 環境影響評価法における風力発電所の取り扱いについて

「法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」として捉えるべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等、最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性の観点も踏まえ、適正な規模の検討を行うことが必要である。」

P 14

3-1 環境影響評価法における風力発電所の取り扱いについて

「法の対象とする事業の規模要件が引き上げられた場合、法の対象とならない規模の事業については、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市（以下「都道府県・政令市」という。）の条例により適切に手当していくとともに、条例の施行が間に合わない場合の事業者に対する対応等を経済産業省・環境省において検討することが考えられる。」

【別添参考2】本県の風力発電所

横浜市風力発電所（ハマウイング）：風車1基（1,980kW）、川崎市扇島：風車1基（1,990kW）、三浦市宮川公園：風車2基（300kW/基、計600kW）がある。

仮に、ハマウイング級を3基設置する事業の場合は条例アセスの対象となる。

【別添参考3】大規模な風力発電所の例

○陸上

① ウィンドファームつがる（グリーンパワーつがる合同会社）

青森県つがる市（農地）

2020年4月

121,600kW（121.6MW） 風車38基（3,200kW/基）

（農山漁村再生可能エネルギー法適用）

※条例アセスの対象になりえる出力要件の例（②は第二種事業の規模内のためスクリーニングにおいて法アセスを行わないとする場合に条例対象）

② 中紀ウィンドファーム（コスモエコパワー株式会社）

和歌山県広川町、日高川町、有田川町にかかる白馬山脈尾根部（山間部）

2021年4月

48,300kW（48.3MW） 風車23基（2,100kW/基）

③ 苫前ウィンビラ発電所（J-POWER）

北海道苫前町（町営牧場）

2000年12月⇒2022年12月（更新）

30,600kW（30.6MW） 風車19基（1,650kW×14基、1,500kW×5基）

⇒30,600kW（現と同じ） 風車8基（最大4,300kW×8基）

○洋上

④ 秋田洋上風力発電株式会社（丸紅(株)、(株)大林組、東北電力(株)など13社）

秋田県秋田港沖、能代港沖

2022年末商業運転開始に向け工事中

計140,000kW（140MW） 風車33基

（秋田港 4,200kW（4.2MW）×13基、能代港 4.2MW×20基）

⑤ 銚子洋上ウインドファーム株式会社

（東京電力ホールディングス株式会社と Ørsted A/S の合弁会社）

千葉県銚子沖

国による銚子市沖の促進区域指定後の公募占用計画の提出を想定

370,000kW（370MW） 風車は次の想定

風車1基の出力が5,200kW（5.2MW）級の場合は最大72基、同6MW級の場合は最大62基、同12MW級の場合は最大31基など不確定